

## 四街道市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

平成 17 年 3 月 30 日

告示第 57 号

### (目的)

第 1 条 この告示は、木造住宅の耐震診断を行う者に対し、四街道市補助金等交付規則（昭和 46 年規則第 6 号）及びこの告示に基づき、予算の範囲内において木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、地震時における木造住宅の安全に対する市民意識の向上を図り、もって、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### (補助対象となる木造住宅)

第 2 条 補助の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する一戸建て住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、当該木造住宅の延べ床面積の 2 分の 1 以上のもの）であること。
- (2) 以前にこの告示による補助金を受けていないこと。
- (3) 主要構造部（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。）に木材を用いたものであること。
- (4) 在来工法（土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。）により建築されたものであること。
- (5) 建築確認済証が平成 12 年 5 月 31 日以前に交付されているものであること。
- (6) 地上階数が 2 以下であること。

### (補助対象となる耐震診断)

第 3 条 補助の対象となる耐震診断は、一般社団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき建築士事務所（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に規定する建築士事務所をいう。）に勤務する建築士が行う「一般診断法」又は「精密診断法」による診断（以下「木造住宅耐震診断」という。）とする。

### (補助対象者)

第 4 条 補助の対象となる者は、第 2 条に規定する木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）の所有者で、木造住宅耐震診断を当該木造住宅について実施するものとする。

### (補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象木造住宅について、木造住宅耐震診断を実施するのに要する費用の額の 3 分の 2 の額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）とし、80,000 円を限度とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震診断を実施する前に、木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 当該木造住宅に係る木造住宅耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、木造住宅耐震診断費補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付を申請した内容を変更しようとするときは、木造住宅耐震診断費補助金交付申請内容変更承認申請書（様式第3号）に変更事項を証する書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更を承認した場合において、補助金の交付の決定の内容を変更するときは、木造住宅耐震診断費補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（耐震診断の報告等）

第9条 申請者は、第7条の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日までに木造住宅耐震診断を実施し、完了後速やかに木造住宅耐震診断完了報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に木造住宅耐震診断が完了したことを報告しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の成果品の写し
- (2) 木造住宅耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (3) 木造住宅耐震診断に要した費用の請求書の写し

2 市長は、前項の報告があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震診断費補助金交付確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第10条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者が補助金の交付を受けようとするときは、第7条の規定による通知を受けた年度の3月31日までに木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付方法)

第11条 補助金の交付は、申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、他の方法によることができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、第7条の交付の決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 木造住宅耐震診断を取り止めたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、木造住宅耐震診断費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、期限を定めて返還させることができる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(失効等)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。